

未来への
あゆみ

大和市学校教育基本計画

2019～2023 年度

大和市教育委員会

— 目 次 —

大和市学校教育基本計画（2019～2023年度）

第一章 計画の策定について

1 はじめに	2
2 計画の位置付け	3
3 計画の構成	3
4 進行管理と評価	4

第二章 計画全体の内容及び重点施策

1 基本構想（2019～2028年度）	6
2 基本計画（2019～2023年度）	8
① 基本目標の設定について	8
② 基本目標	9
③ 施策の方向	10
重点施策	11
3 実施計画（2019～2020年度）	13

第三章 基本目標の実現に向けた施策の方向

・ 基本目標1 子ども一人ひとりの学びを保障し、確かな学力を育てます	16
・ 基本目標2 様々な体験を通し、豊かな感性を育みます	20
・ 基本目標3 安全安心な環境を整え、健康な心身を育てます	23
・ 基本目標4 多様性を尊重し、他者と共に生きる社会性を育てます	26

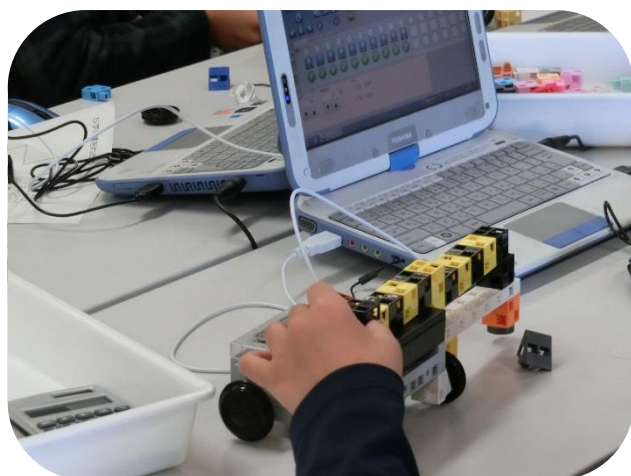
大和市学校教育基本計画 ～ 実施計画編（2019～2020年度）～

・ 基本目標1	30
・ 基本目標2	40
・ 基本目標3	44
・ 基本目標4	52

資 料： 教育部所管 実施事務事業一覧	59
【基本計画別・所管課別】	

第一章

計画の策定について



1 はじめに

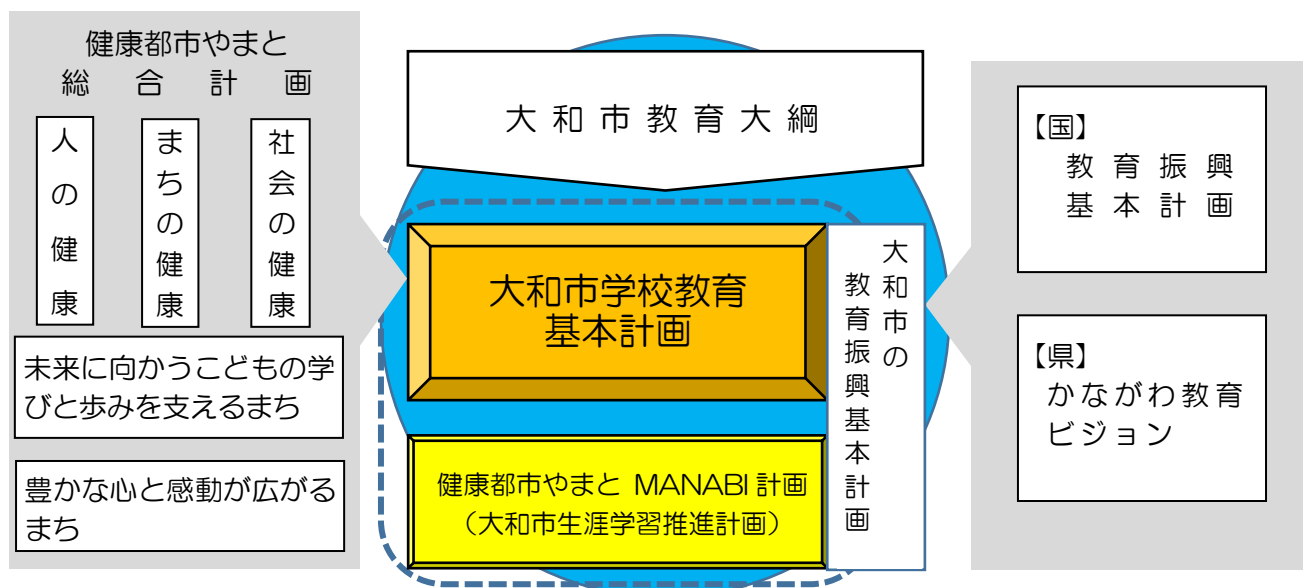
子どもは、未来をつくる主役であり、将来を担う希望の存在です。私たち大人は、子どもを一人の人間、かけがえのない存在として尊重し、その幸福を第一に考えながら育み、これからを生きる子どもが豊かな心で健やかに生きていくことを望みます。また、大和市に生まれた子どもが、ふるさと大和の歴史や文化を理解し、継承・創造していくとともに、一人の社会人として自立することを目指すのみならず、新しい社会の形を構築していくことができるような、成熟した市民となることを願います。

現代は、技術革新やグローバル化の進展に伴い社会の変化が加速度的に進展しています。子どもたちには、このような将来の予測が難しい社会を生きていく力を身に付けることが必要とされています。新しい学習指導要領では、「社会に開かれた教育課程」がうたわれ、社会の一員として育むべき子どもの姿を地域と共有していくことが示されるとともに、論理的思考を学ぶため小学校段階でのプログラミング教育が必修化されるなど、内容が大幅に改訂されました。これは、社会状況の変化に柔軟に対応できる子どもの育成を目指したものであり、未来の創り手となる子どもたちがその可能性を十分に伸ばせるようにとの思いが込められています。

大和市教育委員会では、これからの時代を生きる子どもたちのため、どのように未来を示し、どのように教育を進め、どのように子どもや家庭を支えていくか、子どもの立場に立って検討を重ねてまいりました。「健康都市 やまと」の実現を目指す健康都市やまと総合計画との整合を図りながら、2019年度からの新たな大和市学校教育基本計画を策定いたしました。

2 計画の位置付け

- 「健康都市やまと MANABI 計画（大和市生涯学習推進計画）」とともに、教育基本法第 17 条第 2 項で規定された地方公共団体が策定する教育振興基本計画を担うものです。
- 本計画は、健康都市やまと総合計画の個別計画としても位置付け、他の計画と整合を図りながら、施策を推進します。
- 計画の策定にあたっては、大和市教育大綱の方針に沿うとともに国が策定する教育振興基本計画を踏まえ、神奈川県が策定している「かながわ教育ビジョン」との整合も図っています。



3 計画の構成

本計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の 3 層で構成しています。

- 基本構想：計画期間全体を通し、大和市の学校教育が目指す基本的な考え方を示しています。
- 基本計画：基本構想を具現化するための 5 年間の基本目標と施策の方向を示しています。
- 実施計画：基本目標を達成するための 2～3 年間の具体的な取組みを示しています。

基本構想			
(前期) 基本計画		(後期) 基本計画	
第 1 期実施計画 (2年) 2019～2020年度	第 2 期実施計画 (3年) 2021～2023年度	第 3 期実施計画 (2年) 2024～2025年度	第 4 期実施計画 (3年) 2026～2028年度

4 進行管理と評価

- 基本目標ごとに設定する施策の方向に基づき、教育委員会が事業を実施します。
- 成果を計る目安となる指標（以下「成果指標」という）を設け、計画の進行管理を行います。
 - ・ 基本目標ごとに成果指標を設定します。これにより目指すべき状況が明らかになるため、より効果的、より効率的な施策の推進が期待できます。
 - ・ 児童や生徒の育ちを、数値化した指標で評価することは適さない面もあることから、評価にあたっては成果指標だけでなく、その他の状況説明を加え、総体的に行います。
- 毎年度、教育委員会の自己点検・評価報告書により計画の進捗状況を確認します。また、それにより事業を見直し、計画の達成を目指します。

第二章

計画全体の内容及び重点施策



1 基本構想（2019～2028年度）

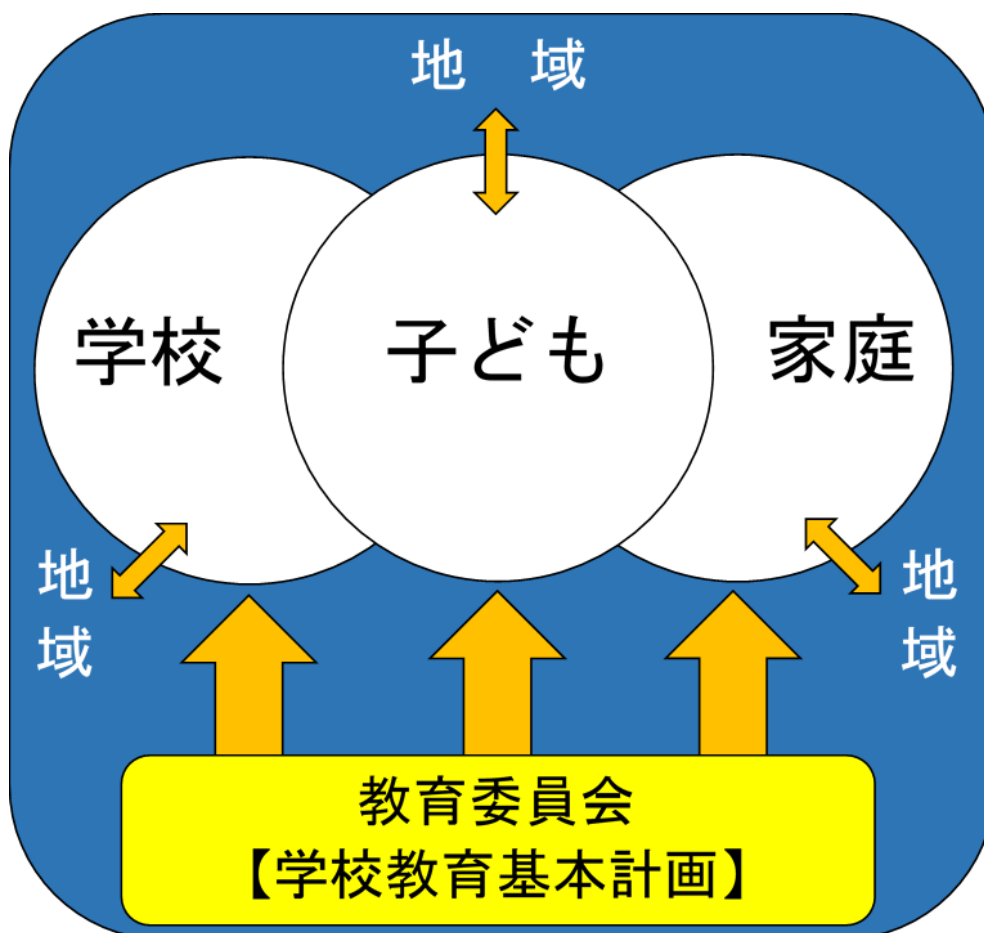
（1）基本構想

本市学校教育の基本理念と、学校教育の4つの視点で基本構想を構成します。

① 基本理念

「未来を切り拓いて生きていく力を育む学校教育」

子どもが、将来の予測が困難な社会の中でも、確かな学力を身に付け、豊かな感性を持ち、健康な心身で、多様な人々と豊かな関係を保ちながら未来を切り拓いて生きていく力を育む学校教育の実現を目指します。



上の図は、基本理念を達成するために「子ども」「学校」「家庭」「地域」「教育委員会」が、それぞれどのような関係性であることが望ましいのかを表したものです。

「子ども」を中心に、「学校」と「家庭」が、「子ども」に寄り添いながら学習や健康な心身の育成を担い、「地域」が、全ての土台となり全体を包み込むように見守り、支えます。「教育委員会」は「子ども」「学校」「家庭」「地域」の力を借りながら、共に教育施策を推進していきます。

② 基本理念具現化のための4つの視点

未来を切り拓いて生きていくために、子どもに身に付けさせたい4つの力を視点として掲げ、基本理念の具現化を図ります。

i) 確かな学力を育てる

激しい変化が予想される社会においては、一人ひとりが困難な状況に立ち向かうことが求められます。その時代を生きる子どもたちに求められる学力は、知識や技能の獲得はもちろんのこと、これらに加えて自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力等といった「確かな学力」が必要となります。

ii) 豊かな感性を育む

「感性」は、様々な対象や事象を心に感じ取る働きであるとともに、知性と一体化して創造性を育む重要なものです。知性（確かな学力）に加えて豊かな心、健やかな体をバランスよく育むことで、調和のとれた豊かな人間性をつくります。

iii) 健康な心身を育てる

健やかな心と体の育成は、心身の調和的な発達の中で図られます。適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎を培います。

iv) 共に生きる社会性を育てる

国際化が進展する、これからの時代を生きる子どもには、広い視野とともに、異文化に対する理解や、異なる考え方や価値観を持つ人々と共に協調して生きていく態度を育成することが大切になります。学校や地域において、様々な人々と関わる中で、他者理解や人を思いやる心を養い、共に尊重し合う社会を創造する力を育みます。

2 基本計画（2019～2023年度）

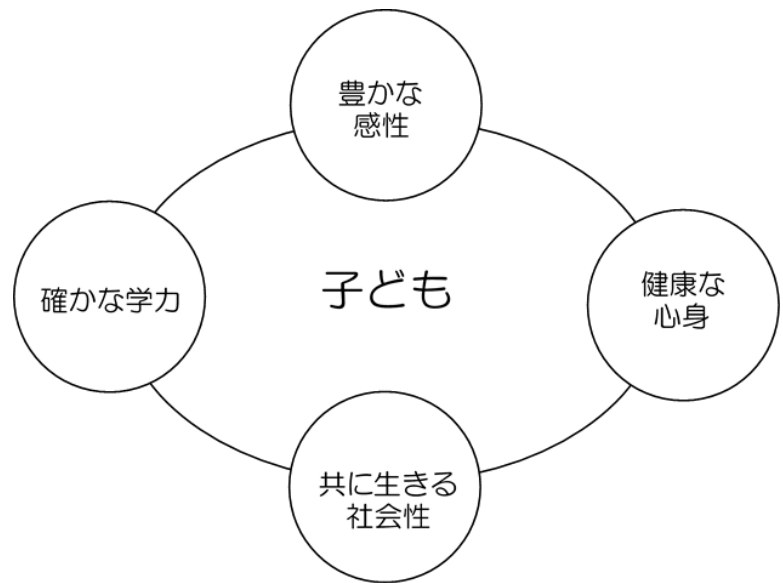
学校教育基本計画の理念を実現するために、5年間の基本目標と施策の方向を示しています。

① 基本目標の設定について

今日の社会状況や本市の教育課題、教育フォーラムでの意見などを踏まえ、これからの時代を生き抜くために、大和市の子どもに学校教育で身に付けさせたい力を、次の4つに定めました。

- 1 確かな学力
- 2 豊かな感性
- 3 健康な心身
- 4 共に生きる社会性

右図のようなイメージとなります。



具体的な基本目標については、設定のための観点や求められるイメージを考慮することで、次に示す4つの目標を掲げ、それぞれに施策の方向を示しました。

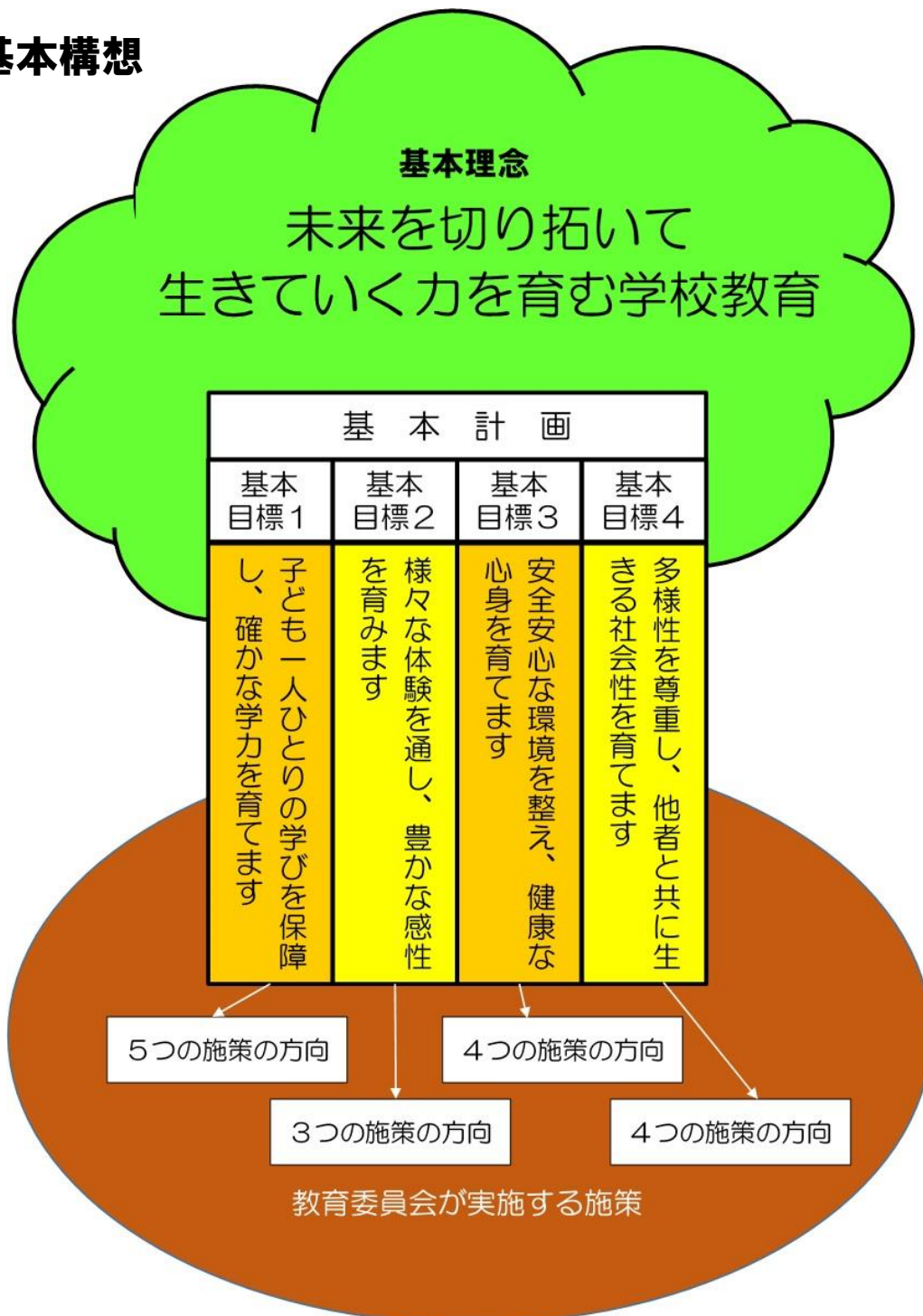
② 基本目標

「未来を切り拓いて生きていく力を育む学校教育」を実現するために、2019年度から2023年度までの5年間の基本目標を示しています。

基本目標

1. 子ども一人ひとりの学びを保障し、確かな学力を育てます
2. 様々な体験を通し、豊かな感性を育みます
3. 安全安心な環境を整え、健康な心身を育てます
4. 多様性を尊重し、他者と共に生きる社会性を育てます

基本構想



③ 施策の方向

「未来を切り拓いて生きていく力を育む学校教育」を実現するために、2019年度から2023年度までの5年間の施策の方向を体系的に示しています。

基本目標1 子ども一人ひとりの学びを保障し、確かな学力を育てます

施策の方向1-1 基礎的・基本的な知識及び技能の習得と活用を重視した教育を推進します

施策の方向1-2 「主体的・対話的で深い学び」の視点から学習過程を改善し、質の高い学びを実現する取組みを推進します

施策の方向1-3 学習に対して困難をかかえる子どもに適した教育を推進します

施策の方向1-4 今日的な教育課題に対応した授業に向けて研究・研修を深めます

施策の方向1-5 学びを支える教育環境整備を進めます

基本目標2 様々な体験を通し、豊かな感性を育みます

施策の方向2-1 想像力を豊かにする読書活動を推進します

施策の方向2-2 感受性を育て、表現する力を養う教育を推進します

施策の方向2-3 様々な体験学習の機会を提供します

基本目標3 安全安心な環境を整え、健康な心身を育てます

施策の方向3-1 心身ともに健康に生活を送るための、健康教育を推進します

施策の方向3-2 健康な心身のための、食育を推進します

施策の方向3-3 命を守る、安全教育を推進します

施策の方向3-4 安全安心で、子どもが落ち着いて学べる学校の環境づくりを進めます

基本目標4 多様性を尊重し、他者と共に生きる社会性を育てます

施策の方向4-1 いじめのない学校生活に向けた取組みを進めます

施策の方向4-2 不登校のない、誰もが通いたくなる学校づくりを進めます

施策の方向4-3 社会性を育む道徳教育を推進します

施策の方向4-4 社会に開かれた学校教育を推進します

大和市における今日的教育課題を鑑み、次の重点施策を定め、基本理念の実現に向け、より積極的に力点をおく施策を「重点施策」として位置付けます。

《1》読書活動を通じた学びの広がり

子どもの頃に味わった読書の楽しみは、人生における豊かな読書生活の土台となります。しかし、近年、小中学生の読書離れが社会的な課題となってきています。

読書の楽しさを味わい、知識を蓄え、感性を育むことで子どもの学びは広がっていきます。学校司書の配置や蔵書新鮮度の維持など、読書に親しむための環境の整備と読書を通じた言語能力の向上を図る取組みを推進します。

進んで、楽しんで読書をすることは、子どもの感性を磨くことにつながります。児童生徒が本に親しんでいる量を計る指標として、読んだ本の冊数を設定し、今後も増え続けることを目指します。楽しんでいるという質を計る指標として、読書が好きと答えた児童生徒の割合を設定します。目標値として、2023年度までに、小学校、中学校ともに10%程度の増を目指します。

《2》新しい時代を切り拓くための教育

人工知能（AI）やビッグデータの活用などの技術革新が急速に進み、情報技術は加速度的に変化を遂げ、社会の変化を正確に予測することが困難な時代となってきています。このような時代には、情報や機器に振り回されることなく、じっくりと着実に学習に取り組み、ICT機器を主体的に使いこなす力と、機械には行えないであろう人間的な感性を働かせ、新しいものを創造する力、他者と協働する力などを同時に身に付けておく必要があります。また、ICT機器を使いこなす力については、機器が身近にある環境の整備と、それを活用する場面の計画的な設定が重要となります。

先進的にICT機器の整備を行い、それらを適切に活用する学習活動を進めることで、児童生徒の情報活用能力の育成を図ります。また、物事の仕組みを論理的に考察する力を身に付けるとともに新しいものを作り出す楽しさを味わわせるために、様々なプログラミング教室を開催するなど、プログラミング教育を推進します。

放課後の時間を使い、プログラミングについて学ぶ「放課後寺子屋プログラミング教室」に参加することは、児童生徒の情報活用能力を育成することにつながると考えます。新しい時代を切り拓く力が育成されていることを示す指標として「放課後寺子屋プログラミング教室」の参加者数を設定します。目標値として、参加者数が前年度を上回ることを目指します。

また、児童生徒に新しい時代に対応するための力を育成するためには、教職員が今日的な教育課題について正しく理解する必要があります。そのための機会を持つことができる研修講座は、教職員の課題解決力や資質向上に大きく寄与することから、これらの課題に対応することのできる教職員の育成が行われていることを示す指標として、今日的な課題に対応した研修講座で「役に立つ」と答えた教職員の割合を設定します。目標値として、2023年度までに、100%を目指します。

《3》支援を必要とする子どもに寄り添う教育

一人ひとりの子どもを大切にし、成長を見守る中で、学習に対して困難をかかえ、特別な配慮を必要とする子どもに寄り添う教育を進めます。

子どもたちが、互いに助け合い、支え合う心情や態度の育成を目指します。また、教員が合理的配慮に基づく支援に関する情報共有を進め、学校内外の機関や専門家等と連携した、多角的・多面的な支援教育を推進します。

一人ひとりの子どもに適した教育が行われていることを示す指標として、大和市特別支援教育センターにおける特別支援や発達に関する保護者や学校からの相談件数を設定します。センターの役割について市民や学校へ周知を図り、相談機能の向上の成果として、相談件数が前年度を上回ることを目指します。

《4》不登校やいじめのない学校づくり

① 不登校の未然防止を進め、早期対応・早期解決に努めます。

不登校の未然防止のため、各学校では児童生徒が安心して登校できる学校・学級環境を整える必要があります。児童生徒が、学校を自分の居場所とできるようにするための支援を進めていきます。また、不登校の児童生徒に対し、学校への復帰を含む行動の改善が見られるように、早期の丁寧で適切な対応を推進します。

一人ひとりの児童生徒を大切にしたい教育の取組みとして、不登校児童・生徒への対応が図られていることを示す指標として「指導の結果登校できる、するようになった児童生徒数」「指導中で登校には至らないものの好ましい変化が見られた児童生徒数」を合わせた割合を設定し、小学校で70%、中学校で60%を目指します。

※不登校：何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にあること（病気や経済的な理由によるものは除く）。

② いじめの未然防止・早期発見・早期対応・早期解消に努めます。

児童生徒に対し、いじめは許されないことだという意識を育み、お互いを認める多様性を培い、手を携えて横のつながりを大切にする絆づくりを推進することを通して、いじめの未然防止と早期発見・早期対応・早期解消に努めます。

一人ひとりの児童生徒を大切にしたい教育の取組みとして、どの子にも起こりうるいじめ問題への対応が図られていることを示す指標として、いじめ問題の解消の状況（解消率）を設定し、目標値として100%を目指します。

また、児童生徒が課題に取り組む中で、互いに頑張ろうという気持ちが育まれると、絆が深まります。「学級みんなで協力して何かをやり遂げ、嬉しかったことがある」と答えた児童生徒の割合を、互いの存在を尊重し、高め合う関係が構築されたことを示す指標として設定します。目標値として、2023年度に小学校で90%、中学校で93%を目指します。

※いじめ：「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 実施計画（2019～2020年度）

4つの基本目標を達成するための2019年度から2020年度までの具体的な取組みを、第1期実施計画として示しています。

2021年度から2023年度の具体的な取組みを示す第2期実施計画は、第1期実施計画が1年経過した時点での評価を踏まえて策定します。

なお、学校教育基本計画第1期実施計画は、健康都市やまと総合計画と整合を図りながら策定しました。

第三章

基本目標の実現に向けた施策の方向



基本目標1

子ども一人ひとりの学びを保障し、確かな学力を育てます

施策に向けた考え方

子どもたちが、自分たちの生きる社会や自然に関心を持ち、それらに主体的に関わり、必要な知識や技能を身に付けることは、将来、皆が幸せに暮らせる社会の創造のために必要なことです。現代社会は、知識基盤社会と言われ、新しい知識・情報・技術が、社会のあらゆる領域での活動の基盤として重要性を増しています。これらの課題を受け、大和市ではグローバル社会において活躍するための基礎を養う英語教育、ICT機器を日常的に利用する情報活用能力の育成等の時代に即した取組みや、図書館を活用した調べる学習、基礎学力を育む放課後寺子屋やまを中心とした学力向上対策等、一人ひとりの学びに寄り添った取組みを推進してきました。

これらの成果を踏まえつつ、学習に対して様々な困難をかかえている子どもへの支援はもとより、グローバル社会や情報社会の加速化する変化に対応できるような学校教育を構築する必要があります。子どもが基礎的・基本的な知識・技能を身に付け、それらの力を活用して課題を調べたり、考えたり、友だちと意見交流したりする学習活動を通して、より質の高い理解や技能が得られるよう学びの質的な改善を推進し、一人ひとりの子どもに、これからの時代に必要な資質、能力を確実に身に付けさせたいと考えます。

施策の方向1—1 基礎的・基本的な知識及び技能の習得と活用を重視した教育を推進します

今まで知らなかったことを知ったり、できなかったことができるようになったりという学習の経験は、学ぶことへの自信につながります。校内研究を中心とした授業改善や、放課後を利用した学習支援などの今までの取組みを継続しつつ、各教科等における、「見方・考え方」を働かせた学びを通して、子どもたち一人ひとりの理解が深まる授業づくりを推進します。

各教科等において、子どもの興味・関心が高まる授業を創造し、調べる学習、観察・実験やレポートの作成等、習得した知識・技能を活用する学習活動を通して、思考力・判断力・表現力を育成し、それを様々な場面でさらに応用することで、知識・技能の確実な習得を目指します。

学習の基盤となる言語能力や情報活用能力、問題解決能力などは、小中学校の9年間を通じて育むことが必要です。子どもの日々の学びをきめ細かく評価し、つまずきやすい内容の確実な習得を図り、少人数指導やティームティーチングによる丁寧な指導を進めます。

学校の教育課程外にも、学習習慣の確立や、基礎学力の定着を図るため、地域の方々の協力も得ながら、誰もが学習できる「放課後寺子屋やま」を展開するなど、学習支援を行います。

施策の方向1-2 「主体的・対話的で深い学び」の視点から学習過程を改善し、質の高い学びを実現する取組みを推進します

「わかった！」という実感は、もっと知りたい、わかるようになりたいという、主体的な学びにつながります。各教科等において、課題解決に取り組むことで、関連する文献を調べたり、友だちと話し合い教え合ったりしながら、自分の考えを広げ深めることができると考えます。また、各教科等を横断した、調べる学習等の探究的な活動を通し、課題を見つけ解決する経験を積み重ねることで、将来にわたって意欲的に創造し続ける力につながる深い学びが実現されます。

質の高い学びを一人ひとりに保障するため、学校内外での研修や研究に取り組み、授業を改善し続けるとともに、充実した学校図書館や情報通信ネットワークなどを適切に活用した調べる学習を継続し、それらが主体的な学習へとつながる取組みを推進します。

施策の方向1-3 学習に対して困難をかかえる子どもに適した教育を推進します

一人ひとりの豊かな学びを保障するため、学習に対して困難をかかえ、特別な配慮を必要とする子どもが、様々な得意分野の能力を伸ばしていけるよう、専門職の支援を受け、学校が主体となり、子どもの成長の目標を定めることができる学習環境を整えます。

「チームとしての学校」の観点から、通常の学習に遅れがちな子ども、障がいのある子ども、外国につながる子ども等、一人ひとりの子どもに適した教育とは何かを考え、実践していく中で、学びの過程を学校全体で共有し、スクールアシスタント、相談員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと共に支援教育を推進します。また、学校は、大和市特別支援教育センターや、外国人児童生徒支援コーディネーターと連携し、個に寄り添った教育に向けた取組みを充実させます。

施策の方向1-4 今日的な教育課題に対応した授業に向けて研究・研修を深めます

技術革新やグローバル化の進展に伴う産業構造や社会の変化等により、子どもが身に付けるべき知識や技能も変化しています。教員は、変化する新しい教育課題へ対応するために、学びの目的と、その学習過程を考えながら、授業を構想する必要があります。

様々な国の人々とのコミュニケーションを目指す小学校からの外国語教育、論理的な考え方を身に付ける方法の一つであるプログラミング教育等、今日的な教育課題について教職員が学ぶ機会を持つことができるよう、研修を充実します。

また、経験の浅い教員の割合が増加する中、教員自らが課題意識を持ち課題解決に向けた取組みを行う新しい研修を実施することにより、実践力の向上を目指すとともに職務に対する力量をさらに高めていきます。

施策の方向1-5 学びを支える教育環境整備を進めます

良好な教育環境は、子どもの学習意欲を引き出す大きな要因の1つです。充実した学習活動を行うことができ、教員等からの適切な支援を受けることができるよう、必要な教材教具をそろえることで良好な教育環境を整備します。また、子どもに起因しない家庭の経済事情が要因で、就学が困難にならないよう、就学援助を引き続き実施します。

○ 基本目標1の実現に向けた、成果を計る主な指標

指標の内容	現状値	目標値 (2023年)
施策の方向1-1 基礎的・基本的な知識及び技能の習得と活用を重視した教育を推進します 目指す成果 【子どもは】基礎基本が身に付いている		
各学年の基礎的・基本的な学習内容の習得を計る、振り返り調査の通過率	小) 60.3%	小) 80.0%
※該当児童生徒数÷調査対象児童生徒数×100	中) 57.1%	中) 80.0%
【設定理由】 児童生徒が基礎的・基本的な学習内容を習得していることを示す指標として設定します。目標値として、2023年度までに、小学校、中学校ともに80%程度の通過率を目指します。 ※全小学3年～中学2年に、国語と算数・数学の振り返り調査を実施。70点以上を通過とする。		
施策の方向1-2 「主体的・対話的で深い学び」の視点から学習過程を改善し、質の高い学びを実現する取組みを推進します 目指す成果 【子どもは】主体的・対話的で深い学びを実現している		
「図書館を使った調べる学習コンクール」の応募数	6,992人	7,340人
【設定理由】 子どもが、充実した学校図書館や情報通信ネットワークなどを適切に活用し、調べる学習を通して主体的に学んでいることを示す指標として設定します。目標値として、2023年度までに、5%程度の増を目指します。		
施策の方向1-3 学習に対して困難をかかえる子どもに適した教育を推進します 重点施策 目指す成果 【子どもは】一人ひとりの子どもに適した教育を受けている		
大和市特別支援教育センターで扱った、特別支援や発達に関する保護者や学校からのべ相談件数	201件	260件
【設定理由】 保護者や学校の教員が専門家と相談することは、困難をかかえている子どもに寄り添った教育の推進につながります。一人ひとりの子どもに適した教育が行われていることを示す指標として設定します。目標値として、相談件数が前年度を上回ることを目指します。		
施策の方向1-4 今日的な教育課題に対応した授業に向けて研究・研修を深めます 重点施策 目指す成果 【教職員は】今日的な諸課題に対応できている		
今日的な課題に対応した研修講座で「役に立つ」と答えた教職員の割合	97.0%	100.0%
※該当教職員数÷調査対象教職員数×100		
【設定理由】 研修講座は、教職員の課題解決力や資質向上に大きく寄与することから、今日的な課題に対応することのできる教職員育成が行われていることを示す指標として設定します。目標値として、2023年度までに、100%を目指します。 ※教育研究所主催研修講座アンケート「役立つ」・「どちらかといえば役立つ」の数値。該当教職員。		
放課後の時間を使い、プログラミングについて学ぶ「放課後寺子屋プログラミング教室」の参加者数	小) ー	小) 12,000人
	中) ー	中) 5,000人
【設定理由】 児童生徒の情報活用能力の育成を図ることや、物事の仕組みを論理的に考察する力を身に付けるとともに新しいものを作り出す楽しさを味わわせるために、様々なプログラミング教室を開催するなど、プログラミング教育を推進します。目標値として「放課後寺子屋プログラミング教室」の参加者数が前年度を上回ることを目指します。		
施策の方向1-5 学びを支える教育環境整備を進めます 目指す成果 【子どもは】教育環境が整った中で、学ぶことができている		
児童生徒用PC1台当たりの児童生徒数	7.2人	7人
※児童生徒数÷児童系PC整備台数		
【設定理由】 子どもを取り巻く環境に左右されることなく、安心して学習活動を行うことができるよう、教育環境が整えられていることを示す指標として設定します。目標値として、2023年度までに児童生徒用PC1台当たり7人の整備を目指します。		

基本目標2

様々な体験を通し、豊かな感性を育みます

施策に向けた考え方

インターネット等により、人と間接的に関わるが多くなった現代社会においては、友だちや教職員など身近な他者と直接関わる中で、人の気持ちを推し量ったり、痛みを理解したりする経験を通し、人を思いやる優しい心を育むことが大切です。そのためには自然や芸術などに触れる体験を通し、豊かな感性を育成する必要があります。

豊かな感性を育てるためには、いじめや差別など、人の心を傷付ける行為は許されないことであると痛切に感じる心を育てることが重要です。

また、子どもが様々な物事との出会いから得た感動を教員が丁寧に受け止めたり、友だちと共有したりするなどの経験を積み重ねることで、表現力や想像力が養われ、さらに感性が豊かになると考えます。

施策の方向2-1 想像力を豊かにする読書活動を推進します

子どもが多様な本に出会うことは、豊かな文化に触れ、様々なことを感じ、考える大きな機会となります。物語には、登場人物の行動や気持ちを自分のこととして感じ、考え、背景を想像するという、実生活とは異なる場で繰り広げられる世界を迫体験する楽しみがあります。また、図鑑や科学的な本には、知らない世界や見たこともない世界を知る驚きや喜びがあります。子どもの頃に培った読書体験は、将来にわたる豊かな読書生活の土台となります。そのために、いつでも本を手にとることのできる読書環境の充実を目指し、本について相談したり、語ったりすることのできる学校司書を配置するとともに、蔵書新鮮度を維持します。

また、学校図書館の蔵書を充実するだけでなく、学校外でも本と出会い、学びの場を広げられるよう、市立図書館との様々な連携を推進します。

施策の方向2-2 感受性を育て、表現する力を養う教育を推進します

友だちや教員等との日々の関わりから、心の通う人間関係が築かれます。また、緑豊かな学校環境の中で、自然の美しさ、不思議さなどに触れる体験をすることにより、心の安らぎが得られ、豊かな感情、好奇心、表現力等の基礎が培われます。子どもには、そのような環境の中で自分の感動を人に伝えたいという気持ちが芽生えます。子どもの感性を育むため、一人ひとりの表現を教員が丁寧に受け止めることで、子ども同士が感動を共有できる集団づくりを推進します。

音楽、図画工作、美術等の芸術分野の教科では、音楽に触れたり、物を作り出したりする体験を通して感性を育み、表現して楽しんだり、豊かに創造したりする力を伸ばす授業づくりを推進します。専門家の協力を得て、対話による美術鑑賞を実施し、対話を通して作品をより深く鑑賞する取組みを推進します。

また、給食の時間を活用して、子ども同士、子どもと教員が明るく和やかな雰囲気の中で食を共にし、楽しむことで、豊かな人間関係を築いていきます。

施策の方向2-3 様々な体験学習の機会を提供します

子どもが感じとる力を高め、豊かな人間性を育めるよう、自然に触れたり、優れた芸術に接したりする体験学習の充実を図ります。キャンプや修学旅行等を通し豊かな自然や文化に触れたり、芸術鑑賞を通し優れた芸術に触れたりすることで、感性を育みます。

子どもが将来、社会における自らの役割を果たし、他の人たちと共に生きていくために、「働く」ことの意義を踏まえ、勤労は大切なことであるという意識を育てることが重要です。社会や生活を支える、地域の様々な職業に携わる人々に出会うことで、将来の自分の生き方を考えるきっかけとするキャリア教育を推進します。

○ 基本目標2の実現に向けた、成果を計る主な指標

指標の内容	現状値	目標値 (2023年)
施策の方向2-1 想像力を豊かにする読書活動を推進します 目指す成果 【子どもは】進んで、楽しんで本を読んでいる 重点施策		
1 か月間の平均読書冊数 <small>※1 か月に調査対象児童生徒が読んだ本の冊数の合計÷調査対象児童生徒数</small>	小) 14.6 冊	小) 15.8 冊
	中) 4.4 冊	中) 5.6 冊
「読書が好き」と答えた児童生徒の割合 <small>※該当児童生徒数÷調査対象児童生徒数×100</small>	小) 85.6%	小) 94.2%
	中) 73.3%	中) 80.6%
<p>【設定理由】進んで、楽しんで読書をすることは、子どもの感性を磨くことにつながります。量と質の双方の向上を計るために、児童生徒が本に親しんでいる量を計る指標と、楽しんでいるという質を計る指標として設定します。読んだ本の冊数は、今後も増え続けることを目指します。読書が好きと答えた児童生徒の割合は目標値として、2023年度までに、小学校、中学校ともに現状値の10%程度の増を目指します。</p> <p>※読書冊数については、小学1年～中学3年。</p> <p>※「読書が好き」の項目については、小学1年～中学3年にアンケートを実施。「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」の数値。</p>		
施策の方向2-2 感受性を育て、表現する力を養う教育を推進します 目指す成果 【子どもは】感性が豊かになっている		
美術館等で対話による美術鑑賞を行った児童が美術作品に興味を持った割合	80.6%	85.6%
<p>【設定理由】音楽や美術などの芸術に触れ、心を動かされる機会を持つことは、人生が豊かになると考えられることから、学校教育において、芸術と豊かに関わる力を身に付ける学習が行われていることを示す指標として設定します。</p>		
施策の方向2-3 様々な体験学習の機会を提供します 目指す成果 【子どもは】様々な体験をして経験値を増やしている		
職場体験受け入れ一事業所当たりの中学生の人数 <small>※中学生数÷中学校の職場体験を受入れているのべ事業所数</small>	10 人	10 人
<p>【設定理由】中学生が、学校外での社会体験や、社会的自立、職業的自立に向けて必要なキャリア教育のために豊富な機会を得ていることを示す指標として設定します。目標値として2023年度まで、現状値の継続を目指します。</p>		

基本目標3

安全安心な環境を整え、健康な心身を育てます

施策に向けた考え方

「健やかな体」を育むことに関して、人間の活動の源である「体力」は、健康の維持のほか、意欲や気力といった精神面の充実に大きく関わっており、健康的な生活習慣の形成も、欠かせないものです。さらに子どもが家族や集団の中で、自分自身を大切にしながら、良い人間関係を保つ力を育んでいくことも重要です。現代は、アレルギー疾患、肥満・痩せすぎや過度なインターネット利用等、多様化する子どもの健康に関する課題があります。

生涯にわたって健康で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう、家庭での生活習慣の確立や疾病予防については、保護者と共に、望ましいあり方を考えていく必要があります。

また、近年、大地震や水害などの激甚災害が多発する中、学校での事前防災の責任が問われています。一方では、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）に関連した犯罪が増加する中、自らの命を自らの判断と行動で災害や犯罪から守る力を育てる安全教育を推進していきたいと考えます。

施策の方向3-1 心身ともに健康に生活を送るための、健康教育を推進します

規則正しい生活は、バランスのとれた食事、十分な睡眠、外で体を動かして遊ぶこと等の、健康な生活を送るための基盤となります。子どもが、体育や保健体育を中心に、感染による疾病や生活習慣病、がん、けが等について正しい知識を学んだり、健康の保持増進のための実践力を身に付けたりしながら、自らの健康に関心を持つための取組みを推進します。

また、体育や保健体育の授業での実技を通して体力及び運動能力の向上を目指すとともに、体を動かすことの楽しさや心地よさを実感することで、日常生活でも積極的に体を動かそうとする意欲を高めます。

心の健康に関しては、子どもが他者との温かい関わりの中で、自らの存在を大切に思う気持ちを育めるよう、お互いを認めあえる集団づくりや、いつでもすぐに相談できる体制を整えることで健康な成長を見守ります。併せて、自らの誕生と成長をかけがえのないものと実感するための「いのちの授業」を推進します。

また、子どもが心身ともに健康な学校生活を送り、将来にわたっても健康を保持増進できるように定期的な児童生徒健康診断などの取組みの充実を図ります。

施策の方向3-2 健康な心身のための、食育を推進します

家庭科や体育・保健体育の授業を通じ、子どもが食への興味を持ち、正しい知識や望ましい食習慣を学ぶことで、生涯にわたって健やかな心身と豊かな人間性を育てていくための生活習慣の基礎が培われるよう、担任や栄養教諭等を中心に、家庭や地域の方とも連携、協力をして食育を推進します。

安全で栄養バランスがとれ、心身を豊かにする学校給食を提供するとともに、準備から後片付けまでの給食時間の中で、望ましい食習慣や食に関する実践力、豊かな人間関係を構築する力を育みます。

施策の方向3-3 命を守る、安全教育を推進します

交通事故、地震や火災、現代的な課題である薬物やSNSに関連した犯罪等、子どもたちの身近には様々な危険があります。自然災害では、想定を超える被害となる可能性が常にあることから、被害を軽減するための事前防災がより厳しく学校に求められています。また、SNSを通じたトラブルでは、犯罪に巻き込まれることや、命に関わる等の深刻なケースが増えてきており、情報モラルの重要性が指摘されています。それらの危険から子ども自身が身を守るため、安全についての理解を深め、関係する情報を正しく判断し、緊急時に適切な行動がとれるよう、安全教育を推進します。

また、メール配信システムを活用し、犯罪、不審者、自然災害等の情報を迅速に保護者や地域へ知らせることで、登下校中や学校での子どもの見守り体制を強化し安全性の向上を図ります。

施策の方向3-4 安全安心で、子どもが落ち着いて学べる学校の環境づくりを進めます

良好な学習環境を確保するため、学校施設を適切に維持・管理するとともに、経年による校舎等の老朽化に対応した改修工事を順次進めます。防音、冷暖房、照明、トイレ等の設備改修により、快適で落ち着いて学べる環境を整備します。また、学校内の軽微な補修等への早急な対応に努め、校内の美観保持等を図ります。

安全で安心できる学校生活を目指し、学校管理下における地震や火災の発生、不審者等の学校への侵入に備える各学校の学校安全計画や、危機管理マニュアルの見直しを進めます。また、侵入者に対する抑止効果を高める目的で防犯カメラを学校へ設置するなど、防犯体制の整備とともに、家庭・地域と協力して、登下校時の安全の確保に努めます。

○ 基本目標3の実現に向けた、成果を計る主な指標

指標の内容	現状値	目標値 (2023年)
施策の方向3-1 心身ともに健康に生活を送るための、健康教育を推進します		
目指す成果 【子どもは】心も体も健康に過ごしている		
「自分にはよいところがあると思う」と答えた児童生徒の割合 ※該当児童生徒数÷調査対象児童生徒数×100	小) 65.4%	小) 75.4%
	中) 67.8%	中) 77.8%
【設定理由】心が健康であることは自分自身を肯定的に見つめられることにつながっていきます。心が健康であることを示す指標として設定します。目標値として、2023年度までに約10%の増を目指します。 ※小学4年～中学3年に、アンケートを実施。「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」の数値。		
「運動(体を動かす遊びを含む)することは、あなたの健康のために、どのくらい大切だと考えますか」に「大切である」と答えた児童生徒の割合	小) 95.9%	小) 100.0%
	中) 95.0%	中) 100.0%
【設定理由】体を動かすことの楽しさや心地よさを感じ、健康な生活の元となる規則正しい生活の大切さについての理解が進んでいることを示す指標として設定します。目標値として、2023年度までに100%を目指します。 ※小学4年～中学3年に、アンケートを実施。「そう思う」「どちらかといえば、そう思う」の数値。		
施策の方向3-2 健康な心身のための、食育を推進します		
目指す成果 【子どもは】食事を大切にしている		
「食事をしっかりと取ることは、あなたの健康のために、どのくらい大切だと考えますか」に「大切である」と答えた児童生徒の割合	小) 96.6%	小) 100.0%
	中) 97.4%	中) 100.0%
【設定理由】規則正しい食生活は、心身の健康につながります。子どもが、食事が大切であることを理解していることを示す指標として設定します。目標値として、2023年度までに100%を目指します。 ※小学4年～中学3年に、アンケートを実施。「そう思う」「どちらかといえば、そう思う」の数値。		
施策の方向3-3 命を守る、安全教育を推進します		
目指す成果 【子どもは】自分の身を守ることができる		
市内小中学生の交通事故件数	73件	62件
【設定理由】交通事故から自分の身を守るためには、交通ルールや安全についての理解が必要です。通学路の交通安全指導や、自転車教室等の安全教育が行われていることを示す指標として設定します。目標値として、前年度を下回ることを目指します。		
施策の方向3-4 安全安心で、子どもが落ち着いて学べる学校の環境づくりを進めます		
目指す成果 【子どもは】落ち着いて学べる学校の環境が整っている		
修繕必要施設の改善割合 ※補修処理件数÷全補修要望数×100	86.9%	90.0%
【設定理由】良好な環境の中で児童生徒が学習していることが必要であり、施設などを日々適切に維持管理されていることを示す指標として設定します。学校から提出される補修要望依頼書に対応することで、環境改善につながると考えることから、90%を目標値として設定します。なお、施設の老朽化に伴う大規模な改修は、学校の要望なども踏まえながら計画的に実施していきます。		

基本目標4

多様性を尊重し、他者と共に生きる社会性を育てます

施策に向けた考え方

学校は、自分とは異なる、価値観や文化、背景を持つ他者と、様々な活動を通して共に学ぶ場です。一人ひとりの多様性を認め、尊重する意識を育てることで、将来にわたり欠くことのできない、他者と共に生きるための社会性を育む必要があります。グローバル化した社会では、他者を理解しようとする心と、自分の考えを論理的に伝える力を基にした、コミュニケーションをとることが必要とされます。

いじめについては、道徳が教科として実施されることになったきっかけの一つであることを踏まえ、道徳の時間を中心に全教育課程を通して他者との関わりを考え、どのような行動がその場にふさわしいのかを判断できる力を育てます。

不登校については、その原因について、学校での学習面、生活面、友人関係、保護者との関係、また、家庭生活も視野に入れ、正確な把握に努める必要があります。子どもへの個々に応じた支援を進めるとともに保護者への相談体制の充実等の、子どもや家庭を支援する取組みを推進します。

いじめや不登校も含めた児童生徒指導上の諸問題については、子ども一人ひとりに丁寧に関わる体制が適切に機能する組織運営に努め、未然防止と早期発見・早期対応に学校と教育委員会が連携して取り組むことが重要です。

施策の方向4-1 いじめのない学校生活に向けた取組みを進めます

子どもにとって学校は、将来必要となる社会性を身に付けるために大きな役割を果たす場です。そのため学校は、子ども一人ひとりにとって安心して学ぶことができる場である必要があります。障がいのある子ども、外国につながる子ども等、全ての子どもの学びに寄り添い、子どもたちが、お互いの個性や良さを認め合いながら共に学ぶことができる集団づくりに努めます。

いじめについては、他者の心や体を傷付けることは決して許されないことだという意識を育みます。お互いを認め合い、手を携えて横のつながりを大切にす温かい集団づくりを通して、未然防止と早期発見・早期解消に努めます。

施策の方向4-2 不登校のない、誰もが通いたくなる学校づくりを進めます

不登校児童生徒に対しては、担任を中心に児童支援中核教諭や生徒指導担当、教育相談コーディネーターの協力を得て、解決に向け取り組むとともに、心理カウンセラーやスクールソーシャルワーカーのほか、関係機関や団体、家庭、地域と連携しながら組織的に支援します。

さらに学習の保障のために、不登校児童生徒支援員による支援や、教育支援教室への通室につなげるなど、個々の状況に合わせた適切な対応に努めます。

また、電話または面談による、保護者、子ども、教員からの相談を常時受け付け、関係機関との連絡調整を行い、ケース会議を開催する等、相談者に寄り添いながら早期対応、早期解決を支援します。

施策の方向4-3 社会性を育む道德教育を推進します

誰もが幸せに生活できる社会を築くためには、様々な価値観や文化を持つ人々と共に生きていくことが不可欠です。しかしながら、今日では、地域のつながりが希薄化し、共に助け合うことが難しくなってきました。

社会規範を大切に、人としてより良く生きるためにはどうしたらよいか。生き方や社会の在り方を深く考えることができるよう「考え、議論する道德教育」を推進します。

また、各教科を始めとする学校教育全体を通して、自分の大切さとともに、周りの人の大切さを認めることができるよう人権教育を推進し、人権意識を高めます。

施策の方向4-4 社会に開かれた学校教育を推進します

学校では、子どもは身近な地域を通して社会の仕組みを学び、地域でのボランティア活動等を通して様々な人々や物事と関わりを持つ体験をしています。地域で学び、身に付けた力を、将来にわたって地域や社会のために生かしていく必要があります。

学校が、子どもにどのように育ってほしいかを積極的に示すことで、保護者や地域の方とその方向性を共有することができます。保護者や地域の方が学校で授業支援を行ったり、子どもが地域を学習の場としたりすることにより、子どもの学びを豊かにする仕組みづくりを推進し、社会に開かれた学校教育の充実を図ります。

○ 基本目標4の実現に向けた、成果を計る主な指標

指標の内容	現状値	目標値 (2023年)
施策の方向4-1 いじめのない学校生活に向けた取組みを進めます 重点施策 目指す成果 【学校は】いじめのない学校・学級が実現できている		
いじめの解消率	小) 85.4%	小) 100.0%
※いじめ事例解消件数÷いじめ認知件数×100	中) 93.8%	中) 100.0%
【設定理由】一人ひとりの児童生徒を大切にしたい教育の取組みとして、どの子にも起こりうるいじめ問題への対応が図られていることを示す指標として設定します。いじめ問題の解消率（「解消している」「一定の解消関係が図られたが継続支援中」）が、小学校、中学校ともに100%となることを目標値として目指します。		
「学級みんなで協力して何かをやり遂げ、嬉しかったことがある」と答えた児童生徒の割合	小) 84.1%	小) 90.0%
※該当児童生徒数÷調査対象児童生徒数×100	中) 90.8%	中) 93.0%
【設定理由】児童生徒が課題に取り組む中で、互いに頑張ろうという気持ちが育まれると、絆が深まります。教員は、児童生徒一人ひとりの学びに寄り添いながら、集団としての学び合いができる場を設定する必要があります。児童生徒に、互いの存在を尊重し、高め合う関係が構築されることを示す指標として設定します。目標値として、2023年度までに小学校で90%、中学校で93%を目指します。 ※小学4年～中学3年に、アンケートを実施。「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」の数値。		
施策の方向4-2 不登校のない、誰もが通いたくなる学校づくりを進めます 重点施策 目指す成果 【学校は】不登校のない学校・学級が実現できている		
「指導の結果登校できる、するようになった児童生徒数」＋「指導中で登校には至らないものの好ましい変化が見られた児童生徒数」の割合	小) 62.9%	小) 70.0%
	中) 51.1%	中) 60.0%
いじめ・友人関係・家庭環境に係る不登校児童生徒の出席率	小) 46.4%	小) 50.6%
※該当不登校児童生徒の出席数÷該当児童生徒の授業日数×100	中) 39.5%	中) 47.3%
【設定理由】一人ひとりの児童生徒を大切にしたい教育の取組みとして、不登校児童生徒への対応が図られていることを示す指標として設定します。学校での未然防止や、初期対応に努めるとともに、全ての児童生徒に学習を保障します。2023年度までにいじめ、友人関係、家庭環境に係る不登校児童生徒の出席率を、小学校で毎年0.7ポイント、中学校で毎年1.3ポイント上昇することを目指します。また、好ましい変化が見られる不登校児童生徒の増加を目指します。 ※青少年相談室 文部科学省 問題行動等調査の数値。		
施策の方向4-3 社会性を育む道徳教育を推進します 目指す成果 【子どもは】社会性が身に付いている		
「道徳の時間では、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいたと思う」と答えた児童生徒の割合	小) 77.6%	小) 82.6%
※該当児童生徒数÷調査対象児童生徒数×100	中) 83.5%	中) 88.5%
【設定理由】道徳教育は、自律した個人として、また、国家社会の形成者としてよりよく生きることを目標にしています。児童生徒に、道徳的諸価値についての理解を基に、自ら考え、友だちと議論することで深く自己を見つめ、実践してみようとする気持ちを育てることで、社会性を育てていることを示す指標として設定します。目標値として、2023年度までに、5%程度の増を目指します。 ※小学4年～中学3年に、アンケートを実施。「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」の数値。		
施策の方向4-4 社会に開かれた学校教育を推進します 目指す成果 【子どもは】地域に溶け込み、居場所がある		
児童に授業を実施したゲストティーチャーの1校あたりののべ人数	86.3人	100人
【設定理由】学校は、よりよい学校教育を通してよりよい社会をつくるという理念を、保護者、地域の人々と共有し、社会と連携、協働して教育課程をつくることが求められています。児童の学びが学校内にとどまらず広がり、学校と地域が連携していることを示す指標として設定します。目標値として、2023年度の100人を目指します。		

資料

教育部所管 實施事務事業一覽
【基本計畫別・所管課別】

基本目標 1 子ども一人ひとりの学びを保障し、確かな学力を育てます

施策の方向 1-1 基礎的・基本的な知識及び技能の習得と活用を重視した教育を推進します

事業名	所管	事業名	所管
小・中学校少人数指導等非常勤講師配置事業	学校教育課	学力向上対策推進事業	指導室
教育に関する調査研究・研修事業	教育研究所	教職員研修実施事業	指導室
理科・環境教育に関する調査研究・研修事業	教育研究所	情報教育推進事業	教育研究所

施策の方向 1-2 「主体的・対話的で深い学び」の視点から学習過程を改善し、質の高い学びを実現する取組みを推進します

事業名	所管	事業名	所管
学力向上対策推進事業	指導室	教育研究支援事業	指導室
教職員研修実施事業	指導室	小・中学校図書館教育推進事業	指導室
英語教育推進事業	指導室	情報教育推進事業	教育研究所
教育に関する調査研究・研修事業	教育研究所	理科・環境教育に関する調査研究・研修事業	教育研究所

施策の方向 1-3 学習に対して困難をかかえる子どもに適した教育を推進します

事業名	所管	事業名	所管
小学校非常勤講師派遣事務	学校教育課	中学校非常勤講師派遣事務	学校教育課
小・中学校特別支援教育就学奨励事業	学校教育課	特別支援教育研究事業	指導室
特別支援教育推進事業	指導室	ことばの教室運営事業	指導室
外国人児童生徒教育推進事業	指導室	就学相談事業	指導室

施策の方向 1-4 今日の教育課題に対応した授業に向けて研究・研修を深めます

事業名	所管	事業名	所管
学校訪問による学校別指導推進事業	指導室	教育研究支援事業	指導室
教職員研修実施事業	指導室	英語教育推進事業	指導室
教育に関する調査研究・研修事業	教育研究所	プログラミング教育支援事業	教育研究所

施策の方向 1-5 学びを支える教育環境整備を進めます

事業名	所管	事業名	所管
小・中学校備品整備事業	教育総務課	大和市学校教育基本計画進行管理事業	教育総務課
児童・生徒教育活動事業(学校担当)	教育総務課	通学区域設定・変更事務	学校教育課
奨学金給付事業	学校教育課	小・中学校学用品等就学援助事業	学校教育課
校長・教頭会支援事業	学校教育課	小・中学校管理用物品購入配布事務	学校教育課
小・中学校管理事務(学校担当)	教育総務課	小・中学校医療費等就学援助事業	保健給食課
学校給食費助成事業	保健給食課	小・中学校特別支援教育教材備品等整備事業	指導室
指導図書等整備事業	指導室	小・中学校教材等整備事業	指導室
小・中学校教科書等整備事業	指導室	小・中学校地域教育力活用推進事業	指導室
小・中学校移動水泳授業実施事業	指導室	学力向上対策推進事業	指導室
理科センター運営事業	教育研究所	教育ネットワーク運用管理事業	教育研究所
教育用コンピュータ整備事業	教育研究所		

基本目標2 様々な体験を通し、豊かな感性を育みます

施策の方向2-1 想像力を豊かにする読書活動を推進します

事業名	所管
小・中学校図書館教育推進事業	指導室

施策の方向2-2 感受性を育て、表現する力を養う教育を推進します

事業名	所管	事業名	所管
学校教育食育推進事業	保健給食課	小・中学校行事等支援事業	指導室
理科・環境教育に関する調査研究・研修事業	教育研究所		

施策の方向2-3 様々な体験学習の機会を提供します

事業名	所管	事業名	所管
小・中学校行事等支援事業	指導室	中学校部活動等支援事業	指導室

基本目標3 安全安心な環境を整え、健康な心身を育てます

施策の方向3-1 心身ともに健康に生活を送るための、健康教育を推進します

事業名	所管	事業名	所管
就学时健康診断事業	保健給食課	健康管理協力団体支援事業	保健給食課
学校医等公務災害補償事務	保健給食課	児童・生徒健康管理事業	保健給食課
中学校部活動等支援事業	指導室	修学旅行等への看護師派遣事業	指導室
いじめ等対策事業	指導室	青少年相談・街頭補導事業	青少年相談室

施策の方向3-2 健康な心身のための、食育を推進します

事業名	所管	事業名	所管
学校給食管理運営事業	保健給食課	給食費管理事務	保健給食課
給食用消耗品購入事務(学校配当)	保健給食課	北・中・南部学校給食共同調理場運営事業	保健給食課
単独調理校運営事業	保健給食課	受入校運営事業	保健給食課
給食共同調理場施設維持管理事務	保健給食課	単独調理校施設維持管理事務	保健給食課
受入校施設維持管理事務	保健給食課	学校給食施設大規模改修事業	保健給食課
学校教育食育推進事業	保健給食課	学校給食設備整備事業	保健給食課

施策の方向3-3 命を守る、安全教育を推進します

事業名	所管	事業名	所管
児童生徒安全対策事業	指導室	小学校地域教育力活用推進事業	指導室
情報教育推進事業	教育研究所	青少年相談員連絡協議会支援事業	青少年相談室
青少年相談・街頭補導事業	青少年相談室		

施策の方向3-4 安全安心で、子どもが落ち着いて学べる学校の環境づくりを進めます

事業名	所管	事業名	所管
営繕作業所管理運営事務	教育総務課	小・中学校施設維持管理事業	教育総務課
小・中学校大規模改修事業	教育総務課	小中学校庁務作業業務	教育総務課
小・中学校防音設備整備事業	教育総務課	教職員人事事務	学校教育課
通学路指定・補修要望事務	学校教育課	教職員互助会支援事業	学校教育課
教職員健康診断事務	保健給食課	学校災害補償事業	保健給食課
学校薬剤師検査室運営事業	保健給食課	小・中学校環境検査事務	保健給食課

基本目標4 多様性を尊重し、他者と共に生きる社会性を育てます

施策の方向4-1 いじめのない学校生活に向けた取組みを進めます

事業名	所管	事業名	所管
いじめ等対策事業	指導室	情報教育推進事業	教育研究所
青少年相談・街頭補導事業	青少年相談室		

施策の方向4-2 不登校のない、誰もが通いたくなる学校づくりを進めます

事業名	所管	事業名	所管
いじめ等対策事業	指導室	不登校児童生徒援助事業	青少年相談室
青少年相談・街頭補導事業	青少年相談室		

施策の方向4-3 社会性を育む道德教育を推進します

事業名	所管	事業名	所管
教育研究支援事業	指導室	学校訪問による学校別指導推進事業	指導室
教職員研修実施事業	指導室	人権教育推進事業	指導室
教育に関する調査研究・研修事業	教育研究所		

施策の方向4-4 社会に開かれた学校教育を推進します

事業名	所管	事業名	所管
教育委員会運営事務	教育総務課	大和の教育刊行事業	教育総務課
教育委員会褒章事業	教育総務課	小・中学校児童・生徒活動等運営事業	学校教育課
小・中学校地域教育力活用推進事業	指導室	教育に関する調査研究・研修事業	教育研究所

教育部各課の事務事業

【教育総務課】

事業名	事業目的
小・中学校備品整備事業	学校施設管理備品の整備を計画的に行います。
小・中学校管理事務(学校配当)	学校運営上必要な消耗品費などを配当し、各学校で物品を購入します。
児童・生徒教育活動事業(学校配当)	適正な学校行事運営を図るため、教育活動に必要な教材及び消耗品の充実・整備・修繕を行います。
営繕作業所管理運営事務	学校で発生する軽微な補修等に早急に対応し、適切な教育環境を維持し、安全性を確保します。
小・中学校施設維持管理事業	良好な学習環境を確保するため、学校施設を適切に維持管理します。
小・中学校大規模改修事業	児童・生徒及び学校関係者の学校生活における教育環境の向上を図ります。
小中学校庁務作業業務	学校施設の管理に必要な軽作業を行うことにより、学校施設の維持、美観保持等を図ります。
小・中学校防音設備整備事業	厚木基地の航空機騒音による影響を軽減し、教育環境の向上を図ります。
教育委員会運営事務	教育委員会会議を開催し、教育行政に関わる重要な方針等を審議します。
大和の教育刊行事業	前年度の活動成果や指針を集約して、統計及び研究検討の資料とします。
教育委員会褒章事業	学校教育や社会教育などの分野において、長年にわたり活動いただいた功労や、他の模範となった功績をたたえ、表彰します。
大和市学校教育基本計画進行管理事業	学校教育基本計画で示した実施計画に基づき、具体的施策の進行状況を把握し、基本目標及び実施計画の見直しを行います。

【学校教育課】

事業名	事業目的
小・中学校少人数指導等非常勤講師配置事業	小学校では低学年の、中学校では第1学年時の児童数・生徒数が1学級あたり35人以上の学校で、きめ細やかな学習指導を行えるようにします。
小学校非常勤講師派遣事務	過大規模校の教頭業務負担軽減のため、また、教職員の病欠や研修会への出席に対応するため、代替職員を派遣します。
中学校非常勤講師派遣事務	教職員の病欠や研修会への出席に対応するため、代替職員を派遣します。
小・中学校特別支援教育就学奨励事業	特別支援学級への就学や「ことばの教室」へ通級する家庭に援助を行うとともに、特別支援教育の普及奨励を図ります。
通学区域設定・変更事務	小中学校の通学区域を適切に設定変更することで、学校間の規模的格差を是正し、教育条件の均等化を図ります。
奨学金給付事業	高等学校等への就学希望があるにもかかわらず、経済的理由により学資の支弁が困難な家庭の負担を軽減し、生徒の高校進学を支援します。
小・中学校学用品等就学援助事業	経済的理由により、小中学校への就学が困難な家庭の負担を軽減します。
校長・教頭会支援事業	学校の管理運営についての研究、研修を行い、学校教育の充実向上を図ります。
小・中学校管理用物品購入配布事務	小中学校の学習の充実と適正な学校運営を図ります。
教職員人事事務	小中学校の適正な人事運営を確保することにより、各教職員が教育職としての目的を達成できる環境を整えます。
教職員互助会支援事業	教職員の福利厚生を充実し、福祉の増進を図ります。
通学路指定・補修要望事務	児童・生徒の登下校の安全を確保します。
小学校児童中学校生徒活動等運営事業	児童・家庭・地域と学校間の連携を深め、学校運営の円滑化を図ります。

【保健給食課】

事業名	事業目的
学校給食費助成事業	第3子以降の子どもに係る学校給食費を助成し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。
小・中学校医療費等就学援助事業	経済的理由により、小中学校への就学が困難な家庭に対し、必要な医療費等を援助します。
児童・生徒健康管理事業	疾病の早期発見と予防、健康の保持増進を図ります。
就学時健康診断事業	新入学児童の健康状態の把握と疾病の早期発見を図ります。また、健康面などで配慮の必要な児童の適切な就学を図ります。
学校医等公務災害補償事務	学校医等の公務上の災害に対する補償をします。
小・中学校環境検査事務	飲料水、プール水の水質検査及び教室の空気環境の維持を図ります。
健康管理協力団体支援事業	児童・生徒の健康管理を増進するための調査研究活動を推進します。
北・中・南部学校給食共同調理場運営事業	学校給食共同調理場における給食調理業務が円滑に実施されるように、適切な運営管理の推進を図ります。
学校給食管理運営事業	安全で良質な学校給食を提供するために、衛生管理の徹底を図ります。
学校給食施設大規模改修事業	学校給食施設の大規模な改修を行い、安全で良質な学校給食を提供します。
学校給食設備整備事業	施設の適正な機能水準を維持し、安全で良質な学校給食を提供します。
学校教育食育推進事業	健全で豊かな人間性を育むため、学校給食における食育を推進します。
給食共同調理場施設維持管理事務	学校給食の衛生面、安全性を確保するため、施設を適切に維持管理します。
給食費管理事務	給食費の適正な納付と管理を図るため、各小中学校に1名ずつ学校給食事務補助員を配置します。
給食用消耗品購入事務(学校配当)	安全で良質な学校給食を提供するために、各学校で使用する衛生管理及び給食業務に必要な物品の購入費用を各学校に配当し、物品を購入します。
単独調理校運営事業	単独調理校8校における給食調理業務が円滑に実施されるように、適切な運営管理の推進を図ります。
単独調理校施設維持管理事務	学校給食の衛生面、安全性を確保するため、施設を適切に維持管理します。
受入校運営事業	受入校が給食業務を円滑に実施できるように、適切な運営管理の推進を図ります。
受入校施設維持管理事務	学校給食の衛生面、安全性を確保するため、施設を適切に維持管理します。
学校薬剤師検査室運営事業	小中学校の環境衛生検査を定期的実施します。
学校災害補償事業	災害給付金の支給により、医療費の負担軽減等を図ります。
教職員健康診断事務	教職員の疾病の早期発見と予防、健康の保持を図ります。

【指導室】

事業名	事業目的
学力向上対策推進事業	児童・生徒への学習支援を行うとともに、教員の指導力を養うことで、総体的に学力の向上を図ります。
教育研究支援事業	教職員の指導力を高め、教育水準の向上を図ります。
教職員研修実施事業	教職員を対象とする研修会を開催し、各種の教育課題に関し必要な専門知識や技能の習得を促進します。
英語教育推進事業	外国語を通じて積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度、言語、文化について理解を深め、国際コミュニケーション能力の向上を図ります。
小・中学校図書館教育推進事業	学校図書館の機能を十分発揮できるよう、図書環境の充実を図ります。
特別支援教育研究事業	市内全小中学校の特別支援学級が合同で行事を実施し、また担当教員による共同研究を行うことにより、特別支援教育の充実を図ります。
特別支援教育推進事業	教育上配慮を要する児童・生徒に対し、教育的ニーズに応じたきめ細やかな支援を行うことにより、特別支援教育の充実を図ります。
ことばの教室運営事業	ことばと聞こえの障がい改善するため、その児童の症状に合わせた指導を行い、会話などを通じたコミュニケーション能力の向上を図ります。
外国人児童生徒教育推進事業	外国人児童・生徒が、日本語で教育内容を理解できるようにします。
就学相談事業	教育上配慮を要する児童・生徒が、適切な就学ができるようにします。
小・中学校特別支援教育教材備品等整備事業	特別支援教育の充実を図るため、個々のニーズに合った教材等を整備します。
指導図書等整備事業	教員が教科指導を効果的に行うことができる環境を整えます。
小・中学校教材等整備事業	学校での教育活動に必要な教材を整備します。

事業名	事業目的
小・中学校教科書等整備事業	児童・生徒に準教科書を配付し、教科学習を効果的に実施します。
小・中学校地域教育力活用推進事業	地域の人材を積極的に活用し、家庭・地域と一体となって開かれた学校運営を図ることにより、学校教育の充実を図ります。
小・中学校移動水泳授業実施事業	学校にプールが設置されていない児童、生徒が、水泳授業を受けられるよう、引地台温水プールで移動水泳授業を実施します。
小・中学校行事等支援事業	児童・生徒が心豊かな人間性を育めるよう、自然にふれたり、優れた芸術に接したりする機会を提供します。
修学旅行等への看護師派遣事業	宿泊を伴う学校行事等に看護師を派遣することで、参加児童・生徒の体調不良等に備えるとともに、養護教諭を学校内の業務に専念させます。
学校訪問による学校別指導推進事業	指導主事の学校訪問により、教育全般にわたる教職員の指導力向上を図ります。
中学校部活動等支援事業	中学校の部活動の振興を図るとともに、生徒の実技を指導し、体力向上や社会性などを養います。
いじめ等対策事業	学校におけるいじめの撲滅を目指すとともに、不登校児童・生徒の減少を図ります。
児童生徒安全対策事業	犯罪、不審者等の情報や、行政情報等を迅速に保護者へお知らせします。
人権教育推進事業	学校教育における人権・同和教育を推進し、教職員の人権意識を高めます。
小・中学校地域教育力活用推進事業	地域の人材を積極的に活用し、家庭・地域と一体となって開かれた学校運営を図ることにより、学校教育の充実を図ります。

【教育研究所】

事業名	事業目的
プログラミング教育支援事業	子どもたちが、将来に渡り必要とされる能力である「プログラミング的思考」を身に付けられるよう支援します。
情報教育推進事業	ICT機器を活用した授業での指導力向上を図るとともに、教職員が様々な情報教育課題に対応できるようにします。
教育に関する調査研究・研修事業	教職員の資質・指導力向上を図り、様々な教育課題の解決への糸口を探り出すことにより、教職員が教育課題に対応できるようにします。
理科・環境教育に関する調査研究・研修事業	理科教育・環境教育に関する教職員の指導力向上を図ります。また、児童・生徒の科学技術への関心を高めます。
理科センター運営事業	理科・環境教育について実験を伴う授業等様々な授業の実践を支援します。
教育ネットワーク運用管理事業	教育ネットワークを正常に維持管理することにより、学校間、校内の情報の共有及び情報通信を活用した授業の円滑化を図ります。
教育用コンピュータ整備事業	情報教育を推進するため、コンピュータ機器等の整備と保守を行います。

【青少年相談室】

事業名	事業目的
不登校児童生徒援助事業	不登校児童・生徒の学校への再登校を目指します。
青少年相談・街頭補導事業	電話・来室での相談の受付や街頭指導等により児童・生徒が抱えているさまざまな問題の解決を図ります。小学校に相談員を週1.5回派遣します。
青少年相談員連絡協議会支援事業	青少年の非行防止活動を推進するため、青少年相談員連絡協議会の運営を支援します。

※平成30年4月現在の事務事業を掲載しています。

○ 計画策定にあたり、ご協力をいただいた学識経験者

加藤 圭司 (横浜国立大学 教育学部 教授) 平成29・30年度

○大和市学校教育基本計画推進会議構成員

(1) 推進会議委員

柿本 隆夫	(教育長)	平成29・30年度
山崎 晋平	(教育部長)	平成29・30年度
大下 等	(教育部教育総務課長)	平成29年度
石川 正道	(教育部教育総務課長)	平成30年度
土佐野 睦	(教育部学校教育課長)	平成29・30年度
斉藤 信行	(教育部保健給食課長)	平成29・30年度
藤井 明	(教育部指導室室長)	平成29年度
板坂 和明	(教育部指導室室長)	平成30年度
中村 真由美	(教育部青少年相談室長)	平成29・30年度

(2) 調査研究部会委員

河村 章太	(教育総務課政策調整担当係長・事務局)	平成29年度
金子 純一郎	(教育総務課政策調整担当係長・事務局)	平成30年度
藤村 隆史	(教育総務課施設担当係長)	平成29・30年度
大塚 健太郎	(学校教育課学務担当係長)	平成29年度
薄井 孝幸	(学校教育課学務担当係長)	平成30年度
山川 良児	(保健給食課保健給食担当係長)	平成29年度
高瀬 知朗	(保健給食課保健給食担当係長)	平成30年度
大谷 幸司	(指導室主任指導主事兼指導担当係長)	平成29・30年度
松永 雅文	(青少年相談室主任指導主事兼青少年相談担当係長)	平成29年度
米山 文恵	(青少年相談室主任指導主事兼青少年相談担当係長)	平成30年度

○ 事務局職員

竹中 崇	(教育部教育研究所長)	平成29・30年度
中村 美紀	(教育研究所主任指導主事兼教育研究担当係長)	平成29年度
外崎 瑞代	(教育研究所主任指導主事兼教育研究担当係長)	平成30年度
藤田 和宏	(教育総務課政策調整担当主査)	平成29・30年度

大和市学校教育基本計画

未来へのあゆみ

2019~2023年度

発行年月 2019年(平成31年3月)

発行 大和市教育委員会

編集 教育部教育研究所・教育総務課

大和市下鶴間1-1-1

表紙題字 石川 創一 氏 書